

# シナリオ：模擬裁判「アリとキリギリス」

監修 鈴木博康

シナリオ作成 2023年度専門演習A・B ゼミ生

ここに紹介するのは、2023年度の夏の本学オープンキャンパスの模擬裁判企画のシナリオである。当職が担当する3、4年生の専門演習A、Bでは、この模擬裁判を実施することが長くゼミ活動の中心となっている。

この間、大学の授業運営に対して大きく影響のあったコロナ（COVID-19）は、2023年5月8日より、その扱いを感染法上の5類相当とし、これにより新型インフルエンザと同等となり、行動制限等についても大きく緩和されることとなった。本学の授業に関しても、コロナ前とほぼ同様の体制となり、当職のゼミを含め学内の授業は、春学期の間、全回対面で為された。もっとも、今回のオープンキャンパスも年度当初の段階から、昨年度同様に午前、午後の2部制<sup>1</sup>で計画され、コロナに関しては、引き続きこれまで同様の感染対策が採られた。もともと法廷教室には約50脚の椅子が並んでいるところ、1回だけの「公演」であるとしたら立ち見にならざるを得ないくらいの人数の高校生等の観覧があり、結果的には2回の実施で多くの参加者に対応できたことは、主催する側としてはよかったのではないかと思う。

なお、今年は主力となる3年生のゼミ生が少なかったこともあり、法学会の協力を得つつ、ゼミ生以外の学生にも一部配役<sup>2</sup>を担ってもらった（SA学生）。

---

1 コロナ以前には、午前から午後にかけて、全学でほぼ半日にわたるオープンキャンパス企画が用意され、模擬裁判も1回りの実施であった。

2 コロナ以前には、フロアの高校生（ときには保護者も！）から配役募集をし、模擬裁判には裁判関係者としてより密に加わってもらっていたが、今年の行動制限の緩和からこれも復活した。しかし、恥ずかしがってなかなか立候補する高校生がいなかったため、今回はフロアの参加者はなしで進んだ（もちろん、フロアの見学者はいつの間にか「傍聴人」の役にはなってもらおうのであるが。）。

過去、当日に参加ができなくなるゼミ生もおり、配役の入れ替えや台本の修正などの対応に迫られ、常タリスク管理が課題であると感じていたが、今年もゼミ生の中に当日の不参加者が生じ、SAの学生の助力を得て何とかしのげた。

今回の題材は、アリとキリギリスである。原作をもとに、刑事事件化すなわち、今回ならば、模擬裁判としてアレンジを加えながらアリを被告人とする遺棄事件に仕立てていく、といった手法は従前の通りである。原作は、夏のさなかにも懸命になって食料を運び続けるアリを見ては、これを馬鹿にして遊んでばかりいたキリギリスが、冬になって食べるものがなくなり困り果て、アリに助けを求めたものの断られ、やがて寒さのなか絶命した、という物語である。ゼミでは、アリがキリギリスから救いの手を求められたものの、これを拒んだ（救助しなかった）、という点に着目し、すなわち不作為による遺棄罪<sup>3</sup>を構成しようと考えた。

しかし他方で、イソップ童話の原作は、子どもたちへの教育的色彩が強いせいか、怠け者のキリギリスの非を当然のように扱う。対して、ゼミでは、アリの保護責任者の理論づけには困難を極めた。実際、シナリオを作って模擬裁判を実施してみて、創作とは言え、果たして十分に根拠（立証）づけられたかという正直、今もってなお心もとない。検察官からすれば、「筋の悪い」事件ということになる<sup>4</sup>。

したがってゼミの中では、いかに保護責任者として基礎づけられる事情が存在していたかということを作成するのに、かなり、心を砕くことになった。従来、解釈論の中では、保護責任者については、不真正不作為犯における作為義務の発生根拠同様の理論構成を取り、契約、事務管理、先行行為、条理、慣習、社

---

3 原作に極力忠実に展開しようとするれば、217条の作為による単純遺棄の構成要件行為ではなく、218条の不作為による不保護の構成要件充足のために、被告人アリを保護責任者として位置づける必要があった。

4 現に当日のフロー（保護者）からは、どうしてそこまで保護責任者の理論づけの難しい事件にもかかわらず、検察官は事件化しようとしたのでしょうか、この事件を公判請求する検察官にとってのメリットはどの辺にあるのでしょうか、といった質問が上がった。

会通念など、また、自動車交通事故にあつては、道交法上の救護義務、救護の引き受けなどがその根拠とされてきた。そこで学生たちは、被告人アリは以前から長くパトロンとして貧しい演奏家であるキリギリスを支えていたこと、その後両者には何らかのトラブルがありその契約は解除されたものの、依然としてキリギリスはアリの支援をあてにしており、そのことを被告人も熟知していたこと、病弱なキリギリスがやっとの思いで訪ねてきたアリの自宅は他者の救助の可能性のない人気のない山奥であること、アリの自宅は裕福で食料も豊富にあるなど容易にキリギリスを救えたこと、などを理由に保護責任者性を立証しようと試みた。

実は、こうした保護責任者の根拠づけについては、NHKの番組「昔話法廷」<sup>5</sup>でも設定が困難だったようで、アリとキリギリスの両者は幼いころから兄弟同然の間柄だったということになっている。ここでは保護責任者の意義ということよりも、不保護についての情状を争う展開になっている。したがって作品番組では、被告人アリは保護責任者であるということが前提となつたうえで、具体的にはアリの不保護、不作為であったことについての事情、すなわち、その年は収穫量が少なく、家族の扶養のためにもキリギリスにまわす余裕がないといったことが述べられる展開となっている。保護責任者というよりは、むしろこれは義務の衝突や期待可能性の議論として展開されるものであろう。

これに対し、ゼミでの模擬裁判における被告人側の弁論としては、これら検察官の主張するような根拠が果たして適切なのか、被告人アリには保護責任者の身分はない、ということが主となるが、現実の社会でこうした貧困の問題は、(政府・社会的には) 社会保障制度の在り方も影響し、ひいては(キリギリス的には) 自己責任論の展開にもつながりかねないのであるが、論点が散漫になりかねないので、そうした議論は展開しないように心がけた。

保護責任者の基礎付けのために、事務管理や先行行為が検討されるという点

---

5 NHK Eテレ「昔話法廷」制作班編、オカモト國ヒコ原作、イマセン法律監修『昔話法廷 Season 2』(2017、金の星社) 4頁以下、とくに5頁。

につき、ゼミの中でその理論構成の問題にいち早く気が付いた学生からは、アリはいつそ初めから関わらない方が責任回避できたのではないか、との発言もあった。確かに学生の言う通りで、アリはキリギリスにパトロンなどとして慈愛を施さなければ、起訴も免れていたはずである。ややもすると、親切心を出そうものなら損をする結果となりかねず、そうであるならば、模擬裁判という架空の世界ではあるが、アリの刑事責任を追及する検察官は、他者の不幸には無関心でいることが望ましい社会の形成を促そうとしているのか、といった展開にもなり得た。同様の関心は、現実世界においてもいわゆるドクターコールの場面などで、その処置が医療過誤につながった場合に責任が問われうるという点でも見られ、それを避けるべく、欧米では、「ルカの福音書10章25-37節」(善きサマリア人のたとえ)から、善きサマリア人の法が語られるところ、改めて学生へのフィードバックになった。

今期も、学生たちにとっては、定期試験期間の途中にオープンキャンパスが生まれ、準備期間を考えると毎年のことながらやはり落ち着かない時期であった。彼らなりに懸命に取り組んでいたことを称えたい。(2023.10.4.脱稿)

## 開廷・人定質問

被告人が弁護人とともに入廷し着席している（在宅事件）。やがて、裁判官が登場。

裁判長「それでは、被告人 アリ に対する保護責任者遺棄致死被告事件の審理を始めます。被告人は、前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「名前を何と言いますか」

被告人「アリ です」

裁判長「生年月日はいつですか」

被告人「1985年12月21日です」（※ファーブルの誕生日。）

裁判長「仕事は何ですか」

被告人「運送業を営んでいます」

裁判長「本籍はどこですか」

被告人「福岡県柳川郡八幡村枝光591番地 です」

裁判長「住所はどこですか」

被告人「本籍と同じです」

## 起訴状朗読

裁判長「それでは検察官、起訴状を読んでもください。被告人はよく聞いていてください」

検察官、起訴状を朗読する。

## 黙秘権の告知、被告人・弁護人の陳述

裁判長「ここで被告人に注意しておくことがあります。被告人には黙秘権があります。答えたくない質問には答えなくてかまいません。また、法廷で話をしたことは、あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなりますからよく考えて発言してください。ただし、黙秘というのは、黙っているということであって、積極的にうそを言うことが認められているわけではありません。わかりましたか」

被告人「はい」

裁判長「そこで質問しますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容はその通りで間違いはないですか」

被告人「私がキリギリスさんに、経済的支援を目的として、定期的に演奏してもらい、報酬を支払っていたことは認めます。しかし、その後、支援を取りやめにしたのは、正直言って、彼がまともに働こうとしなかったからです。夏にひと悶着あってその後、年の瀬に彼が私の家に訪ねてきましたが、何をいまさらという思いでした。だから、断ったのです」

裁判長「その、断ったというのは、キリギリスさんの「助けてほしい」という申し出を断ったという意味ですか」

被告人「そうです」

裁判長「では、弁護人の意見はいかがですか」

弁護人「まず、被告人には保護責任者の身分はありません。被告人はこれまでいわゆるパトロンとしてキリギリスさんを支援してきた関係で、契約終了後も引き続き、キリギリスさん自身からは支援をあてにされていたようですが、道義的・人道的にはともかく、契約終了後にまで法的な義務として支援しなければならない立場にはありません。法的な問題と道徳的な問題は区別される必要があります。さらに、被告人が仮に保護責任者だとしても、被告人の不作为の不保護の行為とキリギリスさんの死亡との間には因果関係はな

く、被告人に致死罪を帰責することも不当です。被告人は無罪です」  
裁判長「被告人は席に戻ってください」

被告人、元の席に戻る。

## 冒頭陳述

裁判長「それでは検察官、冒頭陳述を行ってください」

検察官、冒頭陳述書を読み上げる。

裁判長「続いて、弁護人は弁論要旨を述べてください」

弁護人、弁論要旨を読み上げる。

## 証拠請求

裁判長「それでは検察官、証拠請求を行ってください」

検察官、証拠等関係カードに基づいて、説明を始める。

検察官「検察官が請求を行う証拠は、証拠等関係カード記載の各証拠です。

まず、検1号証は、被告人 アリの戸籍抄本 です。

検2号証は、被害者 キリギリスさんの銀行預金通帳 です。

検3号証は、キリギリスさんの死体の発見現場の実況見分調書 です。

検4号証は、キリギリスさんの死体の司法解剖の報告書 です。

検5号証は、証人として、ミミズ さんです。

検6号証は、同じく証人として、スズメ さんをそれぞれ請求します。

ミミズさんは、被告人と被害者のやり取りなど日頃の様子について、スズメさんは、被告人の不保護行為の状況について、確認したいと思います」

裁判長「弁護人、何か意見はありますか」

弁護人「検1号証と2号証は同意します。しかし、それ以外は、予断を与える  
ものですから却下して下さい」

裁判長「すべて証拠採用します。弁護人からは何かありますか」

弁護人「弁護人からは、医師のメダカさん を証人として請求します」

裁判長「検察官、意見はありますか」

検察官「不同意です。必要ありません」

裁判長「弁護人、メダカさん についての立証趣旨は何ですか」

弁護人「キリギリスさんが持病の治療のために通院していた主治医としての立  
場から、キリギリスさんの死因について確認したいと思います」

裁判長「わかりました。弁護人の請求する証人についても採用します」

## 証拠調べ

裁判長「それでは証拠調べに入ります」

検察官、各書面・証拠物を書記官に提出する。書記官は、それらを受け取り、裁判長に渡し、  
そのあと、書面の写しを弁護人にも渡す。各人、各証拠を確認する。

続いて検察官から証拠の説明がなされる。とくに、銀行預金通帳の記録からは、定期的に被  
告人から送金されていること、また、現場の実況見分調書及び司法解剖の結果から、キリギ  
リスの死亡は、被告人宅を辞去してほどなくの頃と推定され、死因は凍死もしくは極度の栄  
養失調による餓死またはその両方と考えられること。

裁判長「それでは、証人調べを行います。ミミズ さんをお呼びください」

証人、ミミズがバーを通過して法廷に入ってくる。証言台の前に近寄る。

裁判長「証人は証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人 ミミズ「ミミズ です」

裁判長「生年月日は？」

ミミズ「1959年5月10日です」(※七十二候のうちの第二十候 蚯蚓出 みみずいずる 5月10日過ぎ頃)

裁判長「職業は？」

ミミズ「農業です」

裁判長「住所はどこですか？」

ミミズ「八幡村平野217番地 です」

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。その紙(＝宣誓書のこと)に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、ミミズ、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなあなた自身が偽証罪として処罰されることになります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは検察官どうぞ」

検察官「まず、あなたは被告人のことはご存じでしたか」

ミミズ「はい。私のスイカ畑の道路を挟んだ隣には、彼の経営する運送業の事

務所がありますから、よく顔を合わせます」

検察官「では、被害者キリギリスさんについてはどうですか」

ミミズ「はい、キリギリスさんもよくお会いしました。私の畑のそばに来ては、日がな一日、歌ったり踊ったりして過ごしていました。この人の仕事は何だろうかと疑問に思ったものです」

検察官「キリギリスさんの職業についてはご存じなかったのですか」

ミミズ「昔「仕事は何ですか」と尋ねた時には、「ミュージシャン」だったので、最初は冗談だと思いました。でも、よく畑のそばで歌っていたのでこれはもしや練習なのかとも思い、ならばミュージシャンなのだろうと思いました」

検察官「あなたからみて、キリギリスさんの生活ぶりはいかがでしたか？ 経済的に裕福なのかどうかということですが」

ミミズ「あまり思わしくないと思いました。着ているものもみすぼらしいし、正直ミュージシャンとしては売れていないのだと思いました」

検察官「売れていないのに、どうやって生計を立てていたのでしょうか？」

ミミズ「亡くなる以前、アリさんから支援を受けているということを知ることがあります。アリさんは事業がうまくいっているので余裕があるのでしょうか、社員の福利厚生と称して演奏会がよく開かれ、演奏をすることで幾ばくかの支払いがあると、そうした経済的支援を受けていたようです。同じ話は、アリさんからも聞いたことがあります」

検察官「被告人からの支援を含め、ミュージシャン以外に収入はなかったのですね？」

ミミズ「はい、そう思います」

検察官「キリギリスさんに誰か頼りに出来る人はいたのでしょうか」

ミミズ「いなかったと思います。支援をしてくれるのはアリさんだけで、アリさんから契約を切られたら破滅だとも言っていました。頼れる親族も知人もいなかったのではないのでしょうか」

検察官「ありがとうございます、検察官からは以上です」

裁判長「では弁護人、反対尋問はありますか」

弁護人「キリギリスさんの演奏をお聞きになったことはありますか」

ミミズ「はい。何度もあります。近所のおよしみというのでしょうか、アリさんの会社で主催する演奏会に招待されて、被告人の会社の従業員の方たちと一緒に聞いたことがあります」

弁護人「キリギリスさんは上手だったのでしょうか」

ミミズ「いえ、正直、お世辞にもうまいとは思えなかったです」

弁護人「そのうち支援が打ち切られましたが、その事情について何かご存じですか」

ミミズ「アリさんから聞いたことですが、あまり熱心に仕事をしないということでした。だから契約を打ち切ったと。私の畑のそばで練習していたのかと思ったら、実はそうではなくて、あれは単に遊んでいただけだったみたいで、言われてみたら納得が이었습니다」

弁護人「練習もせずに遊んでいたということですね？」

ミミズ「今ではそう思います」

弁護人「弁護人からは以上です」

裁判長「裁判所からはありません。証人、お疲れさまでした。戻っていただいて結構です」

ミミズ、出ていく。

続いて、証人 スズメ が出てくる。

裁判長「証人は証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人 スズメ「スズメ です」

裁判長「生年月日は？」

スズメ「1983年3月20日です」(※世界スズメの日)

裁判長「職業はなんですか」

スズメ「音楽教師です」

裁判長「住所は？」

スズメ「福岡県柳川郡八幡村尾倉217番地です」

裁判長「これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。証人はその紙に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、スズメ、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなあなた自身が偽証罪として処罰されることとなります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは検察官どうぞ」

検察官「あなたが昨年12月24日の夕方、被告人宅の近くを通ったのはどうしてですか」

スズメ「クリスマスや年末年始の準備の買い出しです。あの上空を通るのが、ショッピングセンターまで行くのに近いからです」

検察官「では、当日、被告人宅の近くで何か見ましたか」

スズメ「行きがけには、ちょうど被告人の家を訪ねてきたキリギリスさんを見ました。玄関先で被告人と何かやり取りしていた様子でした。山奥にポツンと一軒家があるのは知っていましたが、こんな山奥まで一人で訪ねてくるのはよほどの用事だったのだらうと思いました」

検察官「2人のやり取りは聞こえましたか」

スズメ「被告人の声が聞こえました。怒った口ぶりで、「ダメだ」とか「断る」

とか「帰れ」とか、そんな言葉が聞こえました」

検察官「では、キリギリスさんの声は聞こえましたか」

スズメ「いえ、聞こえませんでした。今から思えば、かなり弱っていて満足にしゃべれなかったのだと思います」

検察官「では、あなたの買い物帰りのことですか、その時はキリギリスさんを見ましたか」

スズメ「はい。私が帰りに通りかかったときは、キリギリスさんが被告人の家から出て、ふもとへ帰る途中でした」

検察官「キリギリスさんの歩いていた場所は、具体的にどの辺でしたか」

スズメ「被告人の家から町までの距離の半分もいかないくらい、ひよっとしたら4分の1もいかないくらいのところだったかもしれません」

検察官「その時のキリギリスさんの様子はどうでしたか」

スズメ「かなり辛そうに見えました。まだ町までだいぶあるのに、こんなところを一人で歩いて帰って行くなんで大丈夫だろうか、と思ったくらいです」

検察官「なるほど。確認ですが、キリギリスさん一人だけだったのですね？」

スズメ「はい。一人だけです。被告人の家からふもとまでは誰も住んでいない無人の地域が続きますし、間違いありません」

検察官「検察官からは以上です」

裁判長「弁護人からはありますか」

弁護人「はい。12月24日という、もう半年以上も前のことですが、よく覚えてますね？」

スズメ「その日は夜、家族でクリスマスパーティーをすることにしていたので、その準備の買い出しでした。だからよく覚えているのだと思います。それに、山奥で<sup>ひとけ</sup>人気のないところに、人が歩いていたので印象に残りやすかったんだと思います。雪の降る天気の良い日に一人で行き来する人だったのでなおさらです」

弁護人「そうですね。あなたが帰りに見たキリギリスさんの様子ですが、大変

に辛そうだったということでしたね?」

スズメ「そうです」

弁護士「その様子を見て、あなた自身がキリギリスさんに手を貸してあげようとは思わなかったのですか?」

検察官「異議あり。本件は被告人の裁判です。証人の行動は本件とは関連がありません」

裁判長「異議を認めます。弁護士は質問を変えてください」

弁護士「……。いえ、弁護士からは以上です」

裁判長「裁判所からお聞きます。あなたが行きがけに見たときは、キリギリスさんの足跡だけだったのですか」

スズメ「はい、他に雪の上には足跡はありませんでした。ふもとの方から続き、被告人の家の玄関までの足跡でした」

裁判長「帰りはどうでしたか」

スズメ「やはりキリギリスさんの足跡だけです。被告人の家から続く足跡だけで、キリギリスさんの歩く方向の前方には足跡がないので、どう考えてもキリギリスさんの付けた足跡です。だから、行きも帰りもキリギリスさんの足跡だけでした」

裁判長「わかりました。証人は下がっていただいて結構です」

続いて、証人、メダカ が出てくる。

裁判長「証人は証言台の前に立ってください。名前は何と申しますか」

証人 メダカ「メダカ です」

裁判長「生年月日はいつですか」

メダカ「1975年10月10日です」

裁判長「職業はなんですか」

メダカ「開業医です」

裁判長「住所はどこですか」

メダカ「福岡県柳川郡八幡村西本253番地です」

裁判長「これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。証人はその紙に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、メダカ、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなあなた自身が偽証罪として処罰されることとなります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは弁護人からどうぞ」

弁護人「あなたとキリギリスさんの関係はどんなものですか」

メダカ「私の診療所の患者です。今回のことは大変気の毒でした」

弁護人「キリギリスさんはどのような事情で通院していたのでしょうか」

メダカ「心疾患です。医師としては入院手術を勧めていたのですが、経済的事情なのかどうか、本人は嫌がっていました」

弁護人「今回の司法解剖の結果、キリギリスさんの死因は、凍死もしくは極度の栄養状態の悪化による餓死またはその両方とされていますが、主治医の立場からあなたはどうか考えますか」

メダカ「状況が状況ですので、凍死も餓死もあり得ると思います。しかし、もともとの病状からすると、心疾患による死亡ということも十分に考えられます」

弁護人「では、仮に被告人が、キリギリスさんを家に招き入れて暖かい部屋の中で食事をさせていたとして、キリギリスさんは助かったのでしょうか」

メダカ「凍死や餓死は免れた可能性はあります。しかし、心疾患については治療しない限り危ない状態でした」

弁護人「弁護人からは以上です」

裁判長「それでは検察官、反対尋問はありますか」

検察官「その持病とされる心疾患については、そんなに深刻だったのですか」

メダカ「はい。だから入院手術を勧めていたのです」

検察官「……。寒い中、体力のない空腹の状態で歩き回ったことが心疾患の悪化につながった可能性はありますか」

メダカ「可能性としては考えられると思います」

検察官「……。以上です」

裁判長「裁判所からお尋ねします。本人は心疾患の病状について充分にわかっていたのでしょうか？ つまり、あなたが言うように、放っておいたら生命に危険な状態である、ということですが」

メダカ「もちろん病状は伝えていましたし、紹介状を書くから手術をすぐにもした方がいいとは言っていました。これは何年も前からです。なので病気のことはよく分かっていたはずです」

裁判長「……。証人は下がっていただいて結構です」

## 被告人質問

裁判長「これから被告人質問をします。被告人は、前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「まず弁護人からどうぞ」

弁護人「あなたがキリギリスさんに経済的支援をしてきたのはどうしてですか？」

被告人「ミュージシャンだとは言うものの、うまくいっていないのは分かっていたし、キリギリスさんにはあてにできる親族、身内も他にいないので、だとすればなおさら、自分が援助することで少しでも足しになればと思いました。でも、そのうち、遊んでばかりいるので腹を立てて、契約を打ち切りました」

弁護人「それがあなたの言う、夏にあった「ひと悶着」という訳ですね？」

被告人「はい。もう少し自分で営業活動でもすれば仕事が増えて、もっとまじな生活ができるだろうし、あるいは万が一何かあったときのための蓄えだってできるだろうと思っていたのに、一向に意に介さない感じでした」

弁護人「あなたは、キリギリスさんの心疾患の持病のことは知っていましたか」

被告人「いいえ、全く知りませんでした」

弁護人「弁護人からは以上です」

裁判長「検察官からありますか」

検察官「あなたの仕事は順調だったのですね？」

被告人「はい。おかげさまで。最近ではドライバーが不足、荷主さんにはお断りしなければならぬくらい忙しいです」

検察官「あなたの仕事は、冬の間の休みが長いのですね？」

被告人「はい。冬の仕事はほとんどありません。なので長期休業にします。私の場合、もともと自宅と事業所が離れているので、仕事が休みならば遠くの事業所まで行く必要もないので、その間は自宅にこもるような生活です」

検察官「だとすると、冬季は、街に出ることがないのですか」

被告人「はい、殆どありません」

検察官「その間の生活必需品はどうしているのですか」

被告人「期間中ずっと家から出なくても生活できるよう、冬になる前から少しずつ蓄えています」

検察官「終わります」

裁判長「裁判所からお尋ねします。あなたの自宅は大きいと思いますか」

被告人「こう言っては何ですが、世間一般よりは大きい方だと思います」  
裁判長「わかりました。被告人は元に戻ってください」

被告人、元の席に着く。

## 論告・求刑、最終弁論、最終陳述

裁判長「検察官、論告・求刑を行ってください」

検察官「被告人は、以前より被害者への援助をしてきました。被害者のミュージシャンとしての仕事は<sup>はかばか</sup>捗々しくなく、ほかに身寄りがなく、被告人自身、このことをよく知っていたからです。また、被告人の自宅はふもとの町から相当に離れたところにあり、町からは途中無人の山林地帯が続きます。被告人は、遠路はるばる被告人を訪ねてきた被害者から保護の要請を受けたにもかかわらず、これを断りました。そのため被害者は単身帰路につきますが、自宅は山奥なので、被告人以外の第三者が救助する可能性がないということも被告人はわかっていたはずです。また、被害者は高齢であり、被害者の病状からは、追い返して雪山に放置しようものならば、被害者の生命を極めて危険な状態にさらすことも十分認識しえたはずです。被告人の運送業も事業として成功しており、大きな住宅に住み、食料をはじめとした日用品の貯えも十分にあるなど、被告人にとって被害者を保護することは極めて容易な状態でした。にもかかわらず、被告人は保護責任者としての身分を有しながら、被害者の保護をしなかったものです。以上のことは、検察官提出の各書面・証人から十分に立証できています。相当法条適用のうえ、被告人に対し、懲役6年を求刑します」

裁判長「弁護人、最終弁論を行ってください」

弁護人「被告人は、道義的・人道的見地から、経済的困窮にあったキリギリスさんを支援する目的で演奏活動の支援をしていましたが、キリギリスさんが

真面目に働こうとしないため、その支援を打ち切らざるを得なくなりました。法的な問題と人道的な問題は分けて考えなければなりません。それまで支援していたからと言って、被告人を保護責任者と基礎づける法的な事情は存在せず、したがって被告人には保護責任者の身分はありません。さらに被害者は心疾患を患<sup>わずら</sup>っており、凍死や餓死以外の理由で死亡したことも考えられ、仮に、被告人が保護責任者だとしても、被告人の不保護行為が被害者の死を招いたとすることには疑問があり、因果関係がない以上は致死の責任を被告人に押し付けることは許されません。被告人は無罪です」

裁判長「被告人は前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「これで審理を終わりますが、最後に何か言っておきたいことはありますか」

被告人「今回のことは残念なことです、しかし、私には法的責任はないと思います」

裁判長「以上ですか」

被告人「はい」

裁判長「それではこれで結審とします。次回公判は、判決を言い渡します。期日は8月5日、11時00分（15時00分）としたいと思います、弁護人、検察官よろしいでしょうか」

弁護人「はい」

検察官「はい」

裁判長「それでは被告人は、8月5日11時00分（15時00分）、出廷してください」

（了）

# 起訴状

2023年5月11日

九州国際大学地方裁判所 福岡支部 御中

九州国際大学地方検察庁 福岡支部  
検察官検事 カプトムシ

下記被告事件につき公訴を提起する。

## 記

本籍：福岡県柳川郡八幡村枝光 591 番地

住所：本籍に同じ

職業：運送業

(在宅) アリ

1985年12月21日生

## 公訴事実

被告人は、2022年12月24日午後4時頃、福岡県柳川郡八幡村枝光 591 番地所在の被告人宅を訪ねてきたキリギリスが保護扶助の要請を申し出たにもかかわらず、保護責任者として要保護者である同人の生存に必要な保護をすべき義務がありながら保護をせず、よって同人を死に至らしめたものである。

## 罪名及び罰条

保護責任者遺棄致死 刑法第219条

## 冒頭陳述書

九州国際大学地方裁判所 福岡支部 御中

2023年6月2日

被告人 保護責任者遺棄致死

アリ

九州国際大学地方検察庁 福岡支部

検察官検事 カブトムシ

検察官が証拠により証明しようとする事実は、下記の通りである。

### 記

#### 第一 被告人の身上・経歴

被告人は、1985年12月22日、福岡県柳川郡八幡村枝光591番地にセンチョコガネとその妻セミの長男として出生し、大学卒業後は、両親の営む同村平野161番地所在の運送業「クロアマークの引越し便」を手伝っていたが、2011年に両親が引退してからは家業を一手に引き受け、現在は同運送業の代表者としてその事業に携わっている。

#### 第二 本件犯行に至る経緯及び状況

一 被告人は、かねてより被害者と交際があり、また、被害者が高齢で心疾患の持病を有しており、経済的にも極めて困窮していることにつき知悉していたところ、被害者の生活の援助を目的として、ミュージシャンとして活動している被害者との間に有償で演奏契約を結ぶなどし、いわゆるパトロンとして、日常的に深く経済的支援をする立場にあった。

二 被告人は、2022年8月上旬の日中、自己の営む運送業の事務所に隣接する福岡県柳川郡八幡村平野253番地所在のミミズ所有のスイカ畑において、一向に働こうとしない被害者キリギリスに対して「少しはまじめに働いたらどうか」との旨伝えたが、被害者はこれを聞こうとするそぶりも見せなかったため、被告人はこの態度に腹を立て、経済支援を取りやめることとした。

三 その後、被告人と被害者との付き合いは減ったものの、ほかに身寄りのない被害者は、周囲に対して日頃から被告人が唯一気の許せる人物であり、ほかに頼りに出来るものがないことを口にしていた。

四 2022年12月24日午後4時頃、被害者は被告人に助けを求めるべく、大雪の降る悪天候の中、単身被告人宅を訪ねた。被告人宅は、ふもとの町から遠く、付近には人家がなく、隣家までの距離が10キロ以上あるような人里離れた山奥に所在している。被告人は、被害者が悪天候の中このような僻遠の地にまで、徒歩で被告人の保護を求めるべく自宅を訪ねてきたことを認識しながら、すなわち自己以外の者による保護の可能性があるが得ず、このまま帰せば被害者の生命に危険が及ぶことを十分認識しながら、保護責任者として保護すべき義務があったにもかかわらず保護をせず、被害者の申し出を拒んだ。

### 第三 被害者の死亡について

被告人が被害者の依頼を拒絶したのち、被害者ギリギリスは被告人宅を辞し、帰宅の途に就こうとするが、途上、死亡した。付近は無人地帯であるため、冬季は完全に道路が封鎖され人気のない地域であったが、2023年3月1日、春先になり融雪した中からたまたま付近を通行中であったハイカーによって被害者ギリギリスの死体が発見された。死因は凍死もしくは極度の栄養失調による餓死またはその両方である。

### 第四 情状

被告人は、運送業の事業を手広く行い、一時的にせよパトロンとして被害者の経済支援をするなど、経済的には裕福であり、また被害者が12月24日に助けを求めてきた際にもそのまま自宅での保護が容易にできる状態にあるなど、保護責任者の身分を有していたにもかかわらず、高齢で持病を悪化させ生命身体にとって極めて危険な状態にあった被害者に対して何らの保護扶助を与えることなく、被害者を第三者の救助の可能性のない山野で路頭に迷わせたものである。被害者は、身寄りがなく、頼りに出来るのは被告人だけであったにもかかわらず、極寒の時期に、大雪の山中において絶命した。日頃から被告人を頼りにしていた被害者にとっては裏切られた思いであり、その無念のほどは、想像を絶するものがある。被告人は、本件犯行への反省、悔悟の念を一切示しておらず、情状は悪質である。

以上

令和5年(わ)127号

被告人 アリ

## 弁論要旨

九州国際大学地方裁判所 福岡支部 御中

2023年6月18日

弁護士 クワガタムシ

### 第一 基本的主張

本件は、いわば人倫愛に基づく被害者への生活支援行為が保護責任者の身分を認めるに足る事情として評価され、起訴されたものであるが、本件までの被告人の行為は道徳的・道義的にはむしろ褒められこそすれ、それを取りやめたからと言って、法的責任、なかんづく刑事責任を問うのは、法的責任と道徳的・道義的責任とを混同するもので不当である。被告人に保護責任者としての法的身分はなく、不作為の不保護の行為につき刑責が問われることは誤りである。さらに、仮に被告人が保護責任者であるとしても、被告人の不保護と被害者の死亡との間に因果関係は認められず、致死の結果についても被告人に帰責してはならない。被告人は無罪である。

### 第二 保護責任者について

一 被告人は、親の家業を継いでから順調にその業績を伸ばしていたが、かねてより懇意にしていたキリギリスが極度の経済的困窮の中にあることを知り、キリギリスの演奏活動を応援し経済支援を行う意図から、定期的に自己の事業所で従業員への福利厚生の名目で音楽会を開催するなどをしていった。

二 2022年夏ごろ、被告人は、キリギリスが一向に真面目に働こうとしないことに腹を立て、これまでの契約を破棄することを伝え、その後はほぼ絶交状態にあった。

三 被告人は、経済的支援をしてきたことを理由に保護責任者としての立場があるとして起訴されるに至ったものであるが、キリギリスに対する経済支援はいわば人倫愛に基づく行為であり、それまでの支援は称賛こそされ、ましてや取りやめたことを以って非難される必然はない。これまでの支援を根拠に保護責任者の身分を基礎づけることは、法的責任と道徳的・道義的責任とを混同するものであり、不当である。

### 第三 致死について

本件では、被告人の不保護行為（もっとも、前提としての保護責任者の法的身分がないのは第二で述べたとおりである）により、ギリギリスが死亡したとして、起訴されているものであるが、ギリギリスの死因については、もとより持病を有していた被害者がその病状を悪化させたことが考えられ、仮に、被告人がギリギリスを保護していたとしても救命できなかった可能性がある。被告人の不保護とギリギリスの死亡との間に因果関係はない。

### 第四 結論

被告人とギリギリスはかねてよりの旧知の仲であり、実際、ギリギリスの生活支援をしていた時期もあったが、それは被告人の人倫に基づく行為というべきである。法律上の義務と道徳的・道義的責任は峻別されなければならないが、被告人には、保護責任者の身分が認められるような事情は存在しない。また、ギリギリスの死亡についても、被告人がギリギリスの申し出を断ったこととの間に因果関係は認められず、したがって、被告人にギリギリスの死亡を帰責させるのは失当である。被告人は無罪である。